

「昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）」の一部改正案に対する意見公募手続の結果について

令和5年11月10日
経済産業省
貿易管理課

「昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）」の一部改正案に対する意見募集について、令和5年9月1日から同年9月30日まで意見公募手続を実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	ヨシキリザメについて留保することについては「絶滅のおそれがあるとの科学的情報が不足していること、地域漁業管理機関が適切に管理すべきこと」を理由として説明しているが、留保するのであれば、地域漁業管理機関において適切に管理されていることについて、国民等に対して詳細に説明すべきである。	御意見ありがとうございます。 ヨシキリザメについては、沿岸国・地域及び高度回遊性魚種を漁獲する国等が参加する地域間漁業機関（RFMOs）において漁獲上限規制を含む国際的な保存管理措置が導入されていること等から、日本政府として留保という判断に至りました。いただいたご意見は、今後の検討課題とさせていただきます。
2	留保を付した種を輸入管理の対象外とすべきではない。 (理由) 1. 留保を付していない国との取引においては、輸出国の輸出許可書の確認が必要となるが、留保を付した種について輸入管理の対象外とすると、輸出許可書の確認を担保する法的根拠が不明確となり、ワシントン条約違反に対する法執行の実効性を確保できないおそれがある。 また、フカヒレ及び抽出物の輸入時に、種の識別が適切になされているか疑義がある	留保を付した種については、ワシントン条約第23条第3項に基づき条約の締約国でない国として取り扱われることになるため、輸入管理の対象外となるものです。 なお、日本に輸入された留保種を再輸出する場合は、日本への輸入時に輸出国側が発行したCITES輸出許可書又はCITES輸出許可書と同様の要件で発行された輸出許可書が発行されていることを条件として、その後は再輸出する者までの流通経路を確認した上でCITES再輸出証明書を発行することになりますので、トレーサ

	<p>ため、一部の種を除外することは、違法取引やロンダリングを助長するおそれがあり、望ましいとは言い難い。</p> <p>2. ワシントン条約が推進する eCITES など国際取引手続きのデジタル化や、ESG 投資の拡大からサプライチェーンのコンプライアンスに関する情報が求められるなどビジネスが変化する中で、留保を付した種について輸入管理の対象外とする措置は、取引されている製品のトレーサビリティの確認を困難とし、企業活動に不利益が生じるおそれがある。</p>	<p>ビリティの確保が出来るものと考えております。</p>
<p>3</p>	<p>ヨシキリザメについて条約での輸入管理の留保対象とする事については、気仙沼港での水揚げがある群の存在から可と考えるのであるが、ヨゴレ、アカシュモクザメ、ヒラシュモクザメについては保全状況評価が CR に該当する事から扱いを止めるべきと考える（これらについての扱いがある事は、日本の評価を明確に下げるものとする（加えて言うと、ジンベイザメについても取扱いを止めるべきと考える。）。国民としても、日本政府が何を考えているのか分からないという評価である（中国に迎合しているのか？という疑念を持つ。）。保全状況評価が CR のものを扱うなんて（自国周辺に明確に安定的かつ減少の見られない商業利用も可能なような群でも無い限り）正気の先進国の振る舞いではないであろう。それらはヨリキリザメとは明確に状況が違うという認識は、少し環境関係のうちサメの状況についての知識がある人間であれば誰でも分かっているような事であるはずであるが、日本国政府は毎回大恥を晒しているものとする。国民としても経済産業省については蔑まざるを得ない。）。それらについては（ヨゴレ、アカシュモクザメ、ヒラシュモクザメ。それと加えてジンベイザメも。）、扱いをやめるよう意見を行う。</p>	<p>日本政府として、いくつかのサメ類については、持続的利用の観点により地域漁業管理機関が適切に保存管理を行うべき等との理由から、ワシントン条約の附属書掲載について留保を付しています。我が国は、地域漁業管理機関において、サメ類を含む水産資源の保存管理に貢献してきており、ヨゴレ等の留保に当たっては、引き続き当該サメ類を含む水産資源の保存管理に努力することを、寄託政府であるスイスに対して宣言し、スイスからワシントン条約事務局を通じて全締約国に対して宣言の通知が行われています（ヨゴレ、アカシュモクザメ、ヒラシュモクザメは 2013 年、ジンベイザメについては 2003 年にスイスに留保の宣言を行い、同年、ワシントン条約事務局から全締約国に通知されました。）</p>